

欧州委員会、欧州連合における知的財産権の侵害に取り組む行動計画と  
第三国における知的財産権の保護・行使のための戦略に関する声明書を採択

2014年7月8日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、7月1日、欧州連合（EU）における知的財産権侵害に取り組むための「行動計画（Action Plan）」、及び、第三国における知的財産権の保護及び行使のための「戦略（Strategy）」に係る2つの声明書をそれぞれ採択した旨、同日にプレスリリースした。

同プレスリリースは、今日のグローバル化した経済はますます知識集約型産業への依存を深めており、それらの産業は危機に適切に対抗し力強く成長を続けていると指摘。欧州特許、登録共同体商標及び共同体意匠の新規登録数は、2003年から2012年の間で二倍以上に増加しているが、知的財産権の侵害の件数は多く、権利数増というプラスの傾向を損なう可能性があるとしている。また、2012年だけで、EUの水際管理当局は知的財産権侵害が疑われる9万件の商品を摘発しているところ、これは2005年の2万7千弱に比べて大幅に増加していること、OCEDは知的財産権侵害に基づく世界経済の年間損失は約2千億ユーロと推定していることについても、同プレスリリースは報じている。

このような課題に取り組むべく、EUにおける知的財産権侵害に取り組むための「行動計画」は、EUの商業規模の侵害に関する知的財産権エンフォースメント政策に焦点を当てた、以下に挙げたものをはじめとする多数の活動を策定している。

- ・ インターネット上の商業規模の侵害による利益を減少させるために、オンライン広告代理店や支払いサービス提供者のような利害関係者と、侵害品をインターネット上から排除すべく、対話を行う<sup>1</sup>。
- ・ 責任あるサプライチェーン監査やデュー・デリジェンスの適用が知的財産侵害のリスクを減少させることを踏まえ、高度の知的財産を備えた商品の生産に関わる全ての当事者間でのデュー・デリジェンスを推進する。
- ・ 裁判手続を改善することによって、中小企業が自身の知的財産権をより効果的に行使できるよう支援する。その達成のために、欧州委員会は初めて、中小企業が司法システムにアクセスするのを直接支援する加盟国内スキームについて調査する。
- ・ 加盟国間の協力を改善し、ベストプラクティスの共有を促進する。

---

<sup>1</sup> 本プレスリリースによると、この活動について、バルニエ域内市場・サービス担当欧州委員は「しばしば善意で知的財産権を侵害する個人を罰することよりむしろ、これらの行動計画は、いわゆる「資金監視（follow the money）」アプローチに向けた道を整備するものであって、商業規模の侵害者の収入減を断つことを目的とするものである」と解説している。

- ・ EU 市場をまたぐ商業規模の知的財産侵害活動に対するより迅速な予防措置の整備と国境を越えた協力の障壁の特定を可能とすべく、加盟国当局向けの包括的な研修プログラムを提供する。

そして、第三国における知的財産権の保護及び行使のための「戦略」は、近年の状況変化を調査し、第三国における知的財産権保護水準の強化を推進するとともに知的財産権侵害品の取引を食い止めるための欧州委員会の現行の活動手段を改善する方策を提示する、以下のものをはじめとする国際的な取組を提案している。

- ・ 国際的な知的財産権の枠組みを改善する多国間での努力を継続するとともに、二者間での貿易協定における知的財産章が適正かつ効率的な権利保護を権利者に提供するのを確実にする。
- ・ パートナー国の知的財産権制度における体系的な知的財産問題及び重要な弱点に取り組むべく、それらの国々と知的財産対話や知的財産作業部会を通じて協働する。
- ・ EU の努力を集約すべく、「優先監視国」のリストを特定するための定期的な調査を実施する。
- ・ 知的財産権・中小企業ヘルプデスクのようなプロジェクトを通じて、EU 及び加盟国が第三国において活動する際に知的財産に関する専門知識を活用及び強化するとともに、中小企業及び権利者を現地で支援する。
- ・ 第三国に向けた、研修、能力構築、知的財産資産の活用方法等の適切な知的財産関連の技術支援プログラムについて啓発する。

本プレスリリースによれば、これらの声明書において規定された具体的活動は 2014 年及び 2015 年に開始され、遂行される。同プレスリリースにて欧州委員会は、これらのイニシアチブの実施状況を監視するとともに、欧州議会、欧州連合理事会、加盟国、経済社会評議会、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の知的財産権の侵害に関する欧州監視部門を含む利害関係者に対し、これらの活動への積極的な貢献を求めていく旨を表明。その後の段階で、さらなる立法措置が必要か否かについて検討するとしている。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Commission presents actions to better protect and enforce intellectual property rights](#)

— 欧州委員会の声明書に関連する知的財産権エンフォースメントに関するメモランダム（FAQ）は、以下参照 —

[European Commission, MEMO Enforcement of Intellectual Property Rights – Frequently Asked Questions](#)

— EUにおける知的財産権侵害に取り組むための「行動計画」に関する声明書は、以下参照 —

[COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE, Towards a renewed consensus on the enforcement of Intellectual Property Rights: An EU Action Plan \(PDF\)](#)

— 第三国における知的財産権の保護及び行使のための「戦略」に関する声明書は、以下参照 —

[COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE, Trade, growth and intellectual property - Strategy for the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries \(PDF\)](#)

— 欧州委員会による第三国における知的財産権の保護・エンフォースメントに関する報告書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、第三国における知的財産権の保護・エンフォースメントに関する報告書を欧州連合理事会に提出（2013年2月18日）\(PDF\)](#)

— 欧州委員会による2012年のEU税関における知的財産権のエンフォースメントに関する報告書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、2012年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書を公表（2013年8月7日）\(PDF\)](#)

(以上)